

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の庶務を処理する部等を変更するため、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成 26 年滋賀県条例第 16 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の庶務を処理する部等を教育委員会事務局から子ども若者部に変更することとします。（第 7 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 (庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>滋賀県教育委員会事務局</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 (庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>滋賀県子ども若者部</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>